

第476回川越市農業委員会総会議事録  
(公開用)

川越市農業委員会

## 第 4 7 6 回 川 越 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

- 1 開催年月日 令和5年8月28日
- 2 開催場所 川越市環境プラザ研修室
- 3 開会時刻 午前 9時20分
- 4 閉会時刻 午前 10時10分
- 5 招集者氏名 農業委員会会長 石川秀夫
- 6 議長の氏名 農業委員会会長 石川秀夫
- 7 委員出席者数 16名

内				訳			
議席	氏名	出欠	備考	議席	氏名	出欠	備考
1	小野澤実	出		10	石川秀夫	出	
2	若海玄平	欠		11	川目是英	出	
3	竹ノ谷敏彦	出		12	時田重雄	出	
4	田中あきえ	出		13	樋口直喜	出	
5	武藤康則	出		14	小和瀬康男	出	
6	鈴木一	出		15	渡邊憲一	出	
7	川口知子	出		16	滝嶋嘉久	出	
8	木所清司	出		17	西川利雄	出	
9	渋谷武	出					

### 8 議事参与者

職	氏名	職	氏名
農地利用最適化推進委員	大澤富雄	農地利用最適化推進委員	程島延幸
農地利用最適化推進委員	筋野哲夫	農地利用最適化推進委員	小峯雅
農地利用最適化推進委員	大野豊作	農地利用最適化推進委員	利根川孝一

職	氏 名	職	氏 名
農地利用最適化推進委員	佐 藤 金 誉	農地利用最適化推進委員	新 井 計 男
農地利用最適化推進委員	細 田 和 美	農地利用最適化推進委員	田 邊 輝 夫
農地利用最適化推進委員	野 口 和 則	農地利用最適化推進委員	牛 窪 孝
農地利用最適化推進委員	永 堀 知 己	農地利用最適化推進委員	發 知 孝 雄
農地利用最適化推進委員	島 村 茂 勝	農地利用最適化推進委員	小 嶋 光 一

## 9 事 務 局

職	氏 名	職	氏 名
事務局長	柿 沼 映 生	主 幹	松 本 貴 紀
副事務局長	小野寺 雅 樹	副 主 幹	宮 本 晃 宏

## 10 産 業 観 光 部 農 政 課 職 員

職	氏 名	職	氏 名
課 長	高 梨 直 人	副 主 幹	分 須 正 二
副 参 事	谷 内 悠 馬	主 査	柿 沼 隆 史

## 11 開 会

会長 石 川 秀 夫 は議長席に着き、出席委員が定足数に達していることを確認した後、令和5年8月28日第476回川越市農業委員会総会の開会を宣言する。

## 12 議事録署名委員選任の件

議長 石 川 秀 夫 は、本件に対し、議長の指名により推薦したい旨を諮ったところ、全員の賛同を得たため、次の者を指名選任する。

委 員 滝 嶋 嘉 久

委 員 西 川 利 雄

委 員 小 野 澤 実

1 3 議決事項及び議事の要領

報告第 1 号

総会の所管に関する報告書について

議長は、別添報告について、事務局に説明を求めた。

事務局は「所管に関する報告書 7 月分について報告する。

農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書については、合計 5 件、7 筆、1, 260.52 m<sup>2</sup>である。農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書については、合計 19 件、42 筆、14, 218.22 m<sup>2</sup>である。農地改良届については、合計 3 件、4 筆、1, 967 m<sup>2</sup>である。農地法施行規則第 29 条第 1 項第 1 号の規定による農業用施設届出書については、合計 1 件、1 筆、136 m<sup>2</sup>である。相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認の報告書については、合計 9 件、94 筆、97, 812.62 m<sup>2</sup>である。相続税の納税猶予に関する適格者証明書については、合計 1 件、7 筆、3, 979 m<sup>2</sup>である。相続税の納税猶予に関する 3 年毎の農業継続証明書については、合計 5 件、30 筆、37, 171 m<sup>2</sup>である。農地法第 3 条の 3 の規定による届出書については、合計 8 件、72 筆、45, 933 m<sup>2</sup>である。詳細については報告書のとおりである。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、議事を進めた。

議案第 1 号

農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について

議長は、別添議案を上程し、事務局に概要説明を求めた。

事務局は「今月の第1号議案は、件数4件、筆数19筆、面積16,875㎡について申請があった。議案説明資料のとおり、整理番号1番から4番については、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をみたしていると考えられる。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

委員から「整理番号3番と4番について報告する。8月19日に農地利用最適化推進委員と共に譲受人に話を聞いてきた。譲受人は、現在58歳である。農業従事日数は150日以上、約1,712アールの農地を家族と共に耕作している農家である。農機具の所有状況は、トラクター、コンバイン、軽トラック、乾燥機などであり十分対応できる設備を所有している。今後は水稻を作付けする予定である。以上のことから、地元の農業委員としては問題ないと考える。慎重な審議をお願いする。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

委員から「整理番号3番と4番について、譲受人の経営状況は良好であり、地元の推進委員としては、申請地を管理できる農家であると考えられる。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

委員から「整理番号1番について、埼玉県農林公社が借受

人となっているので、地域計画による貸借なのか。また、埼玉県農林公社が借受けている実績はどうなっているのか。」との発言があった。

事務局は「地域計画による貸借ではなく、従来の配分計画によるものが所有者変更になったことから、手続きをするものである。また、埼玉県農林公社が借受けている実績は久下戸、下小坂の圃場整備がされた農地と山田地区の府川である。」と回答した。

議長は、ほかに意見を求めた。

議長は、ほかに意見がなかったため、整理番号1番から4番については、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をみたしているため、農用地利用集積計画を決定することで採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第1号について原案どおり決定する。

## 議案第2号

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条

第3項の規定による農用地利用集積等促進計画

(案)に対する意見について

議長は、別添議案を上程し、事務局に概要説明を求めた。

事務局は「今月の第2号議案は、件数1件、筆数3筆、面積2,886㎡についての申請があった。議案説明資料のとおり、担い手については、公益社団法人埼玉県農林公社農地

中間管理事業実施規程に基づき、埼玉県農林公社が選定していることから、整理番号1番については、市長へ「意見なし」とすることでよろしいか、お伺いする。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、整理番号1番について公益社団法人埼玉県農林公社農地中間管理事業実施規程に基づき、埼玉県農林公社が選定していることから、整理番号1番については、市長へ「意見なし」とすることに決定する。

### 議案第3号

農地法第3条第1項の規定による許可について

議長は、別添議案を上程し、事務局に概要説明を求めた。

事務局は「今月の第3号議案は、件数2件、筆数3筆、面積2,448㎡についての申請があった。議案説明資料のとおり、整理番号1番と2番については、許可できない場合が規定された、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可することでよろしいか、お伺いする。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

委員から「整理番号1番について報告する。8月26日に農地利用最適化推進委員と共に譲受人に話を聞いてきた。譲受人は、現在49歳である。農業従事日数は300日、約286アールの農地を家族と共に耕作している農家である。農機具の所有状況は、トラクター、耕耘機、軽トラックなどであり十分対応できる設備を所有している。今後は路地野菜を

作付けする予定である。以上のことから、地元の農業委員としては問題ないと考える。慎重な審議をお願いする。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

委員から「整理番号1番について、譲受人の経営状況は良好であり、地元の推進委員としては、申請地を管理できる農家であると考え。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

議長は、ほかに意見がなかったため、整理番号1番と2番については、許可できない場合が規定された農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可することで採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成を得られたため、議案第3号について原案どおり許可することに決定する。

#### 議案第4号

農地法第5条第1項の規定による許可申請書に対する意見について

議長は、別添議案を上程し、事務局に概要説明を求めた。

事務局は「今月の第4号議案は、件数12件、筆数15筆、面積4,338㎡についての申請があった。議案説明資料のとおり、整理番号1番から12番については、それぞれ立地基準と一般基準として許可できない場合が規定された農地法第5条第2項各号に該当しないため、総合意見として県へ許

可相当であるとの意見を付すことによろしいか、お伺いする。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、整理番号 1 番から 1 2 番について農地転用に関する許可基準からみた意見については、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため、総合意見として許可相当とすることで、採決に入る旨を告げ賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第 4 号について総合意見として許可相当とすることに決定する。

#### 議案第 5 号

「川越市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（基本構想）」の変更（案）に対する意見について

議長は、審議の前に、川越市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更を行うときの説明について、事務局に求めた。

事務局は「市町村が農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想を定めようとするときは、農業委員会等の意見を聴かなければならないと、農業経営基盤強化促進法施行規則第 2 条に規定されている。」と説明を行なった。

議長は、別添議案を上程し、産業観光部農政課に概要説明を求めた。

農政課は「令和5年4月1日に、農業経営基盤強化促進法等の一部改正が施行され、これまで市町村が策定してきた「人・農地プラン」が、「地域計画」として、法制化された。「人・農地プラン」とは、農業者の高齢化や担い手不足に対応するため、近い将来、概ね10年後に地域農業の中心的な役割を果たす人、地域の農業の在り方などを明確化しようとするもので、「地域計画」は、この「人・農地プラン」に、農地1筆ごとの将来の耕作予定者を記載した「目標地図」を併せて、添付することにより、目指すべき将来の農地利用の姿をより明確化し、農地を次の世代に着実に引き継いでいけるようにしようとするものであり、この地域計画に係る法改正に伴い、埼玉県「農業経営基盤強化の促進に関する基本方針」についても変更され、市町村が定める「農業経営基盤強化促進基本構想」についても、県の「基本方針」に即して変更する必要があることから、意見を伺うものである。今回の基本構想変更の主な変更点について説明する。「2 基本構想の主な変更点」について、(1)「農業を担う者の確保及び育成に関する事項」について、改正基盤強化法において、市の基本構想において定める事項として追加されたため追加した。内容は、農業を担う方の確保や新たに農業を営もうとする青年等への支援や、関係機関の連携体制の構築について記載している。次に、(2)農用地の利用の集積に関する目標値を、50%から56%に変更した。この数値は、県の基本方針における変更後の数値に合わせて変更したものである。次に、

(3) その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項を追加しものである。地域計画の策定を通じて、各耕作者が、農用地を一団となった形で利用できるように進めていく旨記載した。次に、(4) について、地域計画策定に向けた協議の場の設置方法、地域計画の区域の基準、地域計画の策定の進め方、地域計画に基づく利用権の設定等の進め方を「地域計画促進事業」として追加したものである。これに伴い、農地の集積・集約化の手法から「利用権設定等促進事業」を削除した。利用権設定等促進事業とは、これまで、貸す側・借りる側2者の農家同士の申し出により行われてきたが、農用地利用集積計画による貸借により、利用権の設定等を進めることを目的としたものである。この農用地利用集積計画による貸借が法改正に伴いできなくなり、代わりに、地域の協議の結果をふまえて市が策定した地域計画に基づいて、主に農地中間管理事業により利用権の設定等を進めていくこととなっている。なお、令和7年3月31日までの間は、経過措置として従前の集積計画による利用権設定が可能となる規定を設けている。ただし、この経過措置規定は、地域計画が作られ、市が公告した地域では適用されず、公告した日から、従前の集積計画による利用権設定はできなくなるため、本市の地域計画の公告は令和7年3月末に市内全域で一斉に行い、市内の農用地における利用権設定の手法について、混乱が生じないようにする予定である。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

委員から「農用地の利用の集積の目標値が50%から56%に変更されているが、その根拠と現在の集積率を教えてください。」との発言があった。

農政課は「目標値は埼玉県の基本方針に市としても即した数値であり、近隣市町村も同様の数値であることを確認している。また、現在の集積率は16.9%である。」と説明を行なった。

議長は、ほかに委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、議案第5号「川越市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（基本構想）」の変更（案）に対する意見について、原案どおりとすることで、採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成を得られたため、議案第5号について、原案どおり決定する。

1 4 閉 会

議長 石 川 秀 夫 は議案の審議がすべて完了したため、第476回川越市農業委員会総会の閉会を宣言し、一同散会する。

1 5 署 名

この議事録が正当であることを証明するため、下記に署名捺印をする。

令和5年9月6日

---

議 長            石 川 秀 夫

---

委 員            滝 嶋 嘉 久

---

委 員            西 川 利 雄

---

委 員            小 野 澤 実

---